

## 全国がん登録について

### 1. 全国がん登録制度の概要について

次ページ「全国がん登録の概要等について」のとおり。

### 2. 全国がん登録制度の開始に伴う対応について（本協議会関係）

#### （1）香川県がん対策推進協議会設置要綱の一部改正について

がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録法」という。）では、都道府県知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究のため、当該都道府県のがん登録情報の利用・提供等を行うときには、「審議会その他の合議制の機関」の意見を聴かなければならない（がん登録法第 18 条第 2 項）とされており、この合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者を含むことが要件とされている（がん登録法第 18 条第 3 項）。

このため、本県では、香川県がん対策推進協議会設置要綱の一部改正を行い、本協議会（がん登録部会）をこの「審議会その他の合議制の機関」と位置づけ、がん登録部会に個人情報保護に関する学識経験を有する専門委員 1 名（弁護士等を想定）を置くことを予定している。

#### （2）本県における全国がん登録の実施機関について

がん登録法第 24 条第 1 項の規定により、都道府県知事の権限及び事務（医療機関からの届出受理・審査等）について、これを行うのにふさわしい者として政令で定める者に委任することができるとされている。

本県では、現在の地域がん登録制度における県からの委託先である香川大学（医学部附属病院地域がん登録室）に引き続き委任することとしており、今後制定される政令等に基づき手続を進める予定である。

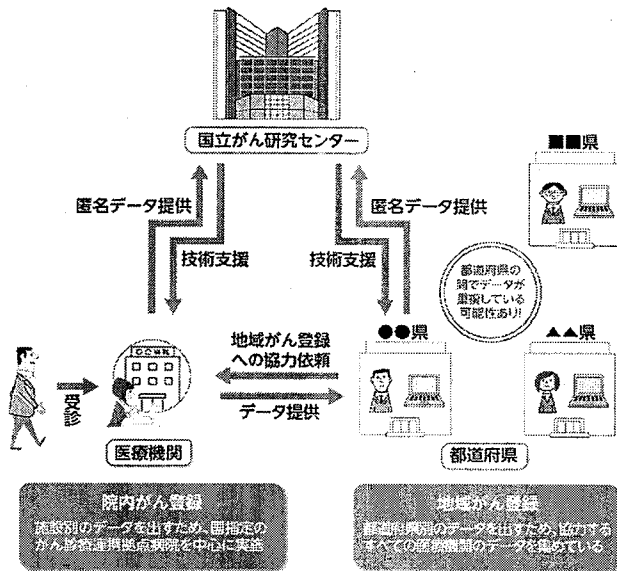
# 全国がん登録の概要等について

## 1 概要

- 「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年12月13日公布)(P95参照)の施行に伴い、平成28年1月から登録を開始。
- これまで各県で実施してきた地域がん登録から全国がん登録へ移行。

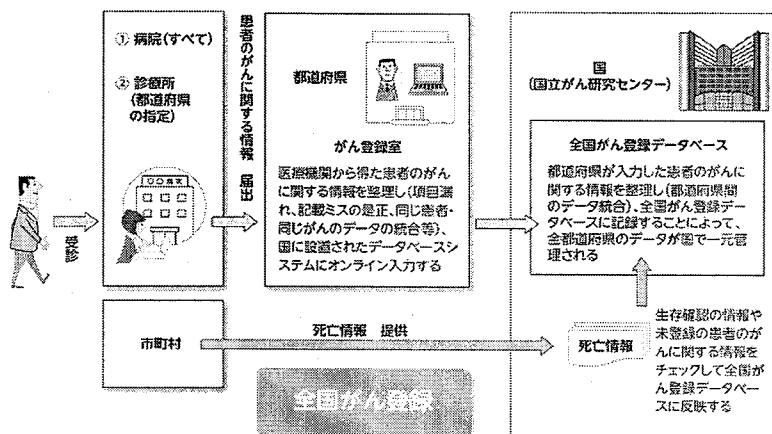
## 2 現行の地域がん登録の仕組み等

- 国立がん研究センターから技術支援を受けて都道府県ごとに実施しており、本県では「香川県地域がん登録事業実施要綱」に基づき実施。
- がん診療連携拠点病院及び協力医療機関から任意で提供されたデータを都道府県(本県は香川大学医学部附属病院に委託)が登録し、匿名データを国立がん研究センターへ提供。
- 都道府県によって登録内容や精度にバラツキ。



## 3 新しい全国がん登録の仕組み等

- 国及び都道府県を実施主体とする制度として法制化。
- 病院及び同意を得て知事が指定する診療所の都道府県への届出を義務化(ペナルティあり)。
- 届出があった情報を都道府県(知事の権限・事務の委任が可能)が入力し、国(国立がん研究センター)が全国がんデータベースに集約。
- 全都道府県のデータを一元的に管理。



## がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

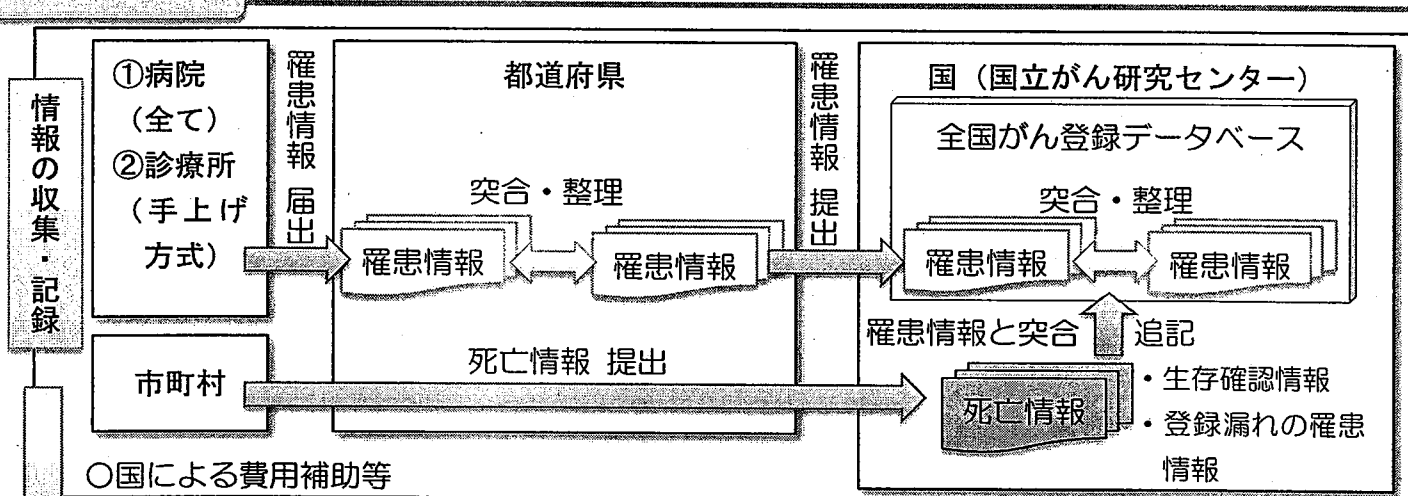
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

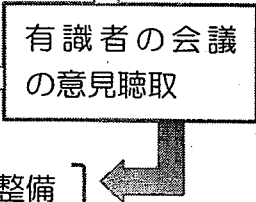
### 全国がん登録



○国による費用補助等

### 利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重）
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備



情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

## 【地域がん登録と全国がん登録の主な相異点】

区 分	地域がん登録(本県)	全国がん登録	がん登録法の関係条項
法的根拠	厚生労働省健康局長通知 香川県地域がん登録事業実施要綱	がん登録の推進に関する法律	
事業の実施主体	県(香川大学医学部附属病院へ委託)	国(国立がん研究センター) 都道府県(がん登録法第24条により委任可)	
医療機関の義務	届出義務なし	病院及び開設者による手上げによりその同意を得て知事が指定した診療所に届出義務化	第6条
上記による義務の不履行の場合のペナルティ	なし	勧告 → 施設名公表	第7条
届出期限	任意	診断の翌年末	
届出先	所在地又は患者住所地の都道府県	医療機関の所在都道府県	第6条
届出対象となる情報	県の実施要綱による25項目(標準DBS)	法律・政省令に基づく26項目	第6条
死亡情報	死亡票について、県が市町へ照会し、収集データを委託先の香川大学医学部附属病院で入力	市区町村から保健所、都道府県を通じて国へ提出	第11条
遡り調査	死亡票をもとに対象者を選定し、県が調査依頼。調査結果データを委託先の香川大学医学部附属病院で入力	国から都道府県へ通知され、都道府県が実施	第13条
予後情報	診断から一定期間経過したがん患者についての情報を死亡票と照合	国が全国分の死亡者情報票から照合	第12条
医療機関への情報提供	不可能	可能	第20条
研究利用	県の審査(がん登録部会の審査)	審議会その他合議制の機関による審査	第18条、第19条、第21条
都道府県知事の権限及び事務の委任	—	都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者への委任可	第24条 政令(案)第8条、附則第3条
情報保護	個人情報保護法・条例等による	がん登録法による 業務委託先にも秘密保持義務	第25条～37条、 52条～60条
院内がん登録	法的根拠なし	がん登録法に明記	第44条
都道府県間のデータ重複	有	無	

### 4 今後の対応

- 医療機関に対して、本年10月頃、高松市内及び丸亀市内で説明会を各1回開催予定。
- 市町等の関係機関への周知及び協力依頼の通知

## 香川県がん対策推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 香川県がん対策推進計画に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) がん対策の動向の把握に関する事項
- (2) 市町等が実施するがん検診の実施状況及び検診実施機関の精度管理の状況の把握・評価並びに市町等及び検診実施機関への助言・指導に関する事項
- (3) がん医療に関する事項
- (4) 第6条第4項の部会における協議結果に関する事項
- (5) その他がん検診の効果的かつ効率的な実施のために必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

4 委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから、知事が任命し又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療従事者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他知事が適当と認める者

5 会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長及び委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、毎年度1回以上開催するものとし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第6条 協議会に、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会（以下「がん部会」という。）並びにがん登録部会を置く。

2 がん部会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

- (1) 健康診査管理指導等事業実施のための指針（平成20年3月31日付け厚生労働省健康局総務課長通知をいう。以下「指針」という。）において、部会の運営の項目にそれぞれ示されている事項
- (2) その他がん医療に関する事項

3 がん登録部会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

- (1) がん登録の推進に関する事項
- (2) がん登録により得られた情報の活用に関する事項
- (3) その他がん登録及びがん予防対策の評価に必要な事項

- 4 がん部会及びがん登録部会（以下「部会」という。）に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、次項に定める部会の委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の委員は、それぞれ5名以内とし、がん部会の委員は、指針において部会の構成の項目に示されている者のうちから、がん登録部会の委員は、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者のうちから、それぞれ会長が委嘱する。
- 8 第3条第5項及び第6項の規定は、部会の委員に準用し、前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、前条中「委員」とあるのは、「委員（次条第3項の規定により専門委員が出席するものとされている場合にあっては、専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 がん登録部会に、個人情報の保護に関する事項を調査させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、1名とし、当該の事項に関する学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。

3 専門委員は、がん登録部会の部会長の求めに応じ、当該部会に出席するものとする。

4 第3条第5項及び第6項の規定は、専門委員に準用する。

(がん登録等の推進に関する法律の合議制の機関)

第8条 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関は、この要綱の協議会とする。

2 協議会は、がん登録法の規定による審議をする場合においては、がん登録部会の議決をもって、協議会の議決とみなすものとする。

(庶務)

第9条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年〇月〇日から施行する。

## がん登録等の推進に関する法律（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。）、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

### （都道府県知事による利用等）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）
  - 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
  - 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者
- 2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

### （都道府県知事の権限及び事務の委任）

第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
  - 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
  - 三 第二十二條第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）
- 2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、第十条第一項又は第十三条第一項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。